

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 28 日

一般社団法人全国配置薬協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

医薬品の適正流通（GDP）ガイドラインについて

日頃から薬事行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働行政推進調査事業において、PIC/S^{※1}の GDP^{※2}を踏まえた「医薬品の適正流通（GDP）ガイドライン」が取りまとめられ、別添のとおり各都道府県等衛生主管部（局）長宛てに送付しました。今後、卸売販売業者及び製造販売業者においては、本ガイドラインに基づいた取組が進められますので、御了知いただくようお願いします。

※1 PIC/S : Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme（医薬品査察協定及び医薬品査察共同スキーム）

※2 GDP : Good Distribution Practice（医薬品の流通に関する基準）